

## 北海道科学大学学則

### 第1章 目的及び使命

(目的及び使命)

**第1条** 北海道科学大学（以下「本学」という）は、「科学的市民」の育成を教育理念の中心に据えて、知識基盤社会を担う市民としての汎用的技能・能力と時代の要請に即した専門の学術を教授・研究し、高い応用能力と健全な心身を備え、科学的思考によって専門職としての役割を主体的に果たせる人材を育成することを目的とし、もって地域社会の活性化に寄与することを使命とする。

(自己点検・評価等)

**第2条** 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を果たすために、教育研究活動等について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本学は、前項の点検及び評価に加え、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

### 第2章 学部、学科、收容定員及び人材の養成に関する目的

(学 部)

**第3条** 本学に、工学部、情報科学部、薬学部、保健医療学部、未来デザイン学部を置く。

2 前項の学部に置く学科及び收容定員は次のとおりとし、学生はその1学科を専修するものとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
工 学 部	機 械 工 学 科	92 名	368 名
	情 報 工 学 科 <sup>※1</sup>	—	—
	電 気 電 子 工 学 科	80 名	320 名
	建 築 学 科	90 名	360 名
	都 市 環 境 学 科	50 名	200 名
	計	312 名	1,248 名
情 報 科 学 部	情 報 科 学 科	100 名	400 名
	経 営 情 報 学 科	50 名	200 名
	計	150 名	600 名
薬 学 部	薬 学 科	180 名	1,080 名
	計	180 名	1,080 名
保 健 医 療 学 部	看 護 学 科	90 名	360 名
	理 学 療 法 学 科	50 名	200 名
	義 肢 装 具 学 科 <sup>※1</sup>	—	—

	臨床工学科	70名	280名
	診療放射線学科	50名	200名
	計	260名	1,040名
未来デザイン学部	メディアデザイン学科	90名	360名
	人間社会学科 <sup>※2</sup>	—	—
	計	90名	360名
合計		992名	4,328名

※<sup>1</sup>2025年4月学生募集停止

※<sup>2</sup>2027年4月学生募集停止

**第4条** 各学部・学科の人材の養成に関する目的は、別表1のとおりとする。

### 第3章 修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

**第5条** 工学部、情報科学部、保健医療学部、未来デザイン学部の修業年限は4年とする。

2 薬学部の修業年限は6年とする。

(在学年限)

**第6条** 工学部、情報科学部、保健医療学部、未来デザイン学部の学生は8年を超えて在学することができない。

2 薬学部の学生は10年を超えて在学することができない。

3 第26条及び第27条の規定により入学した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(学 年)

**第7条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

**第8条** 学年を次の2期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、前項の学期の開始日及び終了日を変更することができる。また、前項に定める各学期を前半及び後半に分けることができる。

3 1学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

**第9条** 学年中、定期に授業を行わない日を次のとおりとする。ただし、第3号から第5号

の休業日については、毎年度学年暦により定めるものとする。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 開学記念日 5月10日
- (3) 夏季休業
- (4) 冬季休業
- (5) 春季休業

2 学長が必要と認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定め、又は休業日に授業を行うことができる。

#### 第4章 教育課程

(授業科目及び単位)

**第10条** 工学部の授業科目は、HUSスタンダード科目、学部共通科目、専門教育科目及び教職に関する科目に分ける。

2 情報科学部の授業科目は、HUSスタンダード科目、共通科目、専門教育科目及び教職に関する科目に分ける。

3 薬学部の授業科目は、HUSスタンダード科目、薬学関連科目、薬学専門科目に分ける。

4 保健医療学部の授業科目は、HUSスタンダード科目、学部共通科目、専門基礎教育科目及び専門教育科目に関する科目に分ける。

5 未来デザイン学部の授業科目は、HUSスタンダード科目、学部共通科目、専門教育科目及び教職に関する科目に分ける。

**第11条** 各学部に置く学科ごとの授業科目及び教職に関する科目名称及び単位数は、別表2の1から2の16のとおりとし、必修科目と選択科目に分ける。

**第12条** 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習、実技及び製図については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習、実技又は製図のうち、二以上の方法の併用により行う場合については、その組合わせに応じ、第1号及び第2号に規定する基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、薬学実務実習については、学修の成果を評価して単位を授与するものとし、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めるものとする。

**第13条** 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究を実施するものとする。

#### 第5章 履修方法及び卒業要件等

(単位認定及び成績評価)

- 第14条** 各学科、各年次に履修すべき授業科目ならびにその単位数は、別表2の1から2の15のとおりとする。なお、授業科目において適宜、学外実習等を課することがある。
- 2 前項に定める一つの授業科目を履修した学生に対し、試験等により評価のうえ単位を与えるものとする。ただし、第12条第2項の授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えるものとする。
- 3 授業科目の成績評価は、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)、不可(D)に分け、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)を合格とし、不可(D)を不合格とする。

(卒業の要件)

- 第15条** 卒業のために必要とする単位数は、工学部、情報科学部、保健医療学部、未来デザイン学部においては各学科ごとに定める付帯条件を含め124単位以上とし、薬学部においては189単位以上とする。なお、第21条の授業科目の履修方法等により修得する単位数は60単位を超えないものとする。
- 2 前項の各学科ごとに定める付帯条件は、別に定める。

(教育職員免許)

- 第16条** 教育職員免許状を受ける資格を取得しようとする者は、前条のほかに教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を取得しなければならない。
- 2 各学部の学科において取得できる教育職員免許状は、次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
工学部	機械工学科	高等学校教諭1種免許状	工 業
	情報工学科	高等学校教諭1種免許状	情 報 数 学
	電気電子工学科	高等学校教諭1種免許状	工 業
	建築学科	高等学校教諭1種免許状	工 業
	都市環境学科	高等学校教諭1種免許状	工 業
情報科学部	情報科学科	高等学校教諭1種免許状	情 報 数 学
未来デザイン学部	メディアデザイン学科	高等学校教諭1種免許状	情 報

(大学以外の教育施設における授業科目の履修等)

- 第17条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、30単位を超えないものとする。

(他大学等における授業科目の履修)

**第18条** 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

**第19条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を入学後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

(単位認定の決定)

**第20条** 第17条及び第19条により、本学における授業科目の履修とみなし、認定する授業科目及び単位数は、学長が決定する。

2 前項により認定した単位は、第15条第1項で定める卒業のために必要とする単位数に含めることができる。

(授業科目の履修方法等)

**第21条** 本学は、第10条に定める授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 本章で定める以外の履修方法等に関する事項は、別に定める。

## 第6章 学位の授与

(学位の授与)

**第22条** 工学部、情報科学部、保健医療学部、未来デザイン学部においては4年以上、薬学部においては6年以上在学し、第15条に定める単位を修得した者に学士の学位を授与する。

**第23条** 学位の授与に関する事項は、別に定める。

## 第7章 入学、休学、退学、転学、転学科及び除籍

(入学の時期)

**第24条** 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

**第25条** 本学に入學できる者は、次の各号の一に該当し、別に定める入學者選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 高等学校卒業程度認定審査規則による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) 本学において、個別の入學資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

（編入学）

**第26条** 次の各号の一に該当する者に対しては、選考のうえ2年次又は3年次への編入学を許可することがある。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 他の大学の2年次を修了して退學した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者ならびに昭和23年文部省告示第47号第3項に規定する実業教員養成所及び臨時教員養成所を卒業した者
- (5) 学校教育法施行規則第186条の規定による専修学校の専門課程を修了した者

（再入学及び転入学）

**第27条** 次の各号の一に該当する者に対しては、欠員がある場合に限り、審査のうえ再入学又は転入学を許可することがある。

- (1) 本学を第31条の規定により退學した者又は第35条第3号の規定により除籍となった者で、再入学を志願する者
- (2) 他の大学の学生で、当該大学長又は学部長の承認を得て転入学を志願する者

（入学等の出願）

**第28条** 第25条、第26条及び第27条により入学、編入学、再入学又は転入学を志願する者は、指定の期間内に本学が指定する入学志願関係書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学手続き及び入学許可)

**第29条** 第25条、第26条及び第27条の選考に基づき、合格の通知を受けた者は、指定の期間内に本学の指定する書類に所定の入学金及び授業料を添えて入学手続きを完了しなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者に対して、入学を許可する。

(編入学者等の単位認定)

**第30条** 第26条及び第27条により編入学、再入学又は転入学を許可された者の在学すべき年数及び履修すべき科目及び単位数は、審査のうえこれを定める。

(退学及び転学)

**第31条** 本学の学生が退学又は他の学校に入学、転学しようとするときは、あらかじめ事由を記載した保証人連署の願書を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(休学)

**第32条** 学生が病気、その他やむを得ない事由により、3か月以上修学することができないときは、遅滞なく、事由を記載した保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添付するものとする。

2 休学の期間は、当該年度内とする。ただし、特別の事情があるときは、学長の許可を受けて、さらに1年以内に限り延長することができる。

3 休学の期間は、在学年限に算入しない。

4 学長は、必要があると認めるときは、学生に休学を命ずることがある。

5 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。

(復学)

**第33条** 休学期間中にその事由が消滅し、復学しようとするときは、前条第1項の手続きに準ずる。ただし、病気の場合にあっては医師の診断書を添付するものとする。

(転学部及び転学科)

**第34条** 同一学部内における転学科及び他学部へ転学科を志願する者があるときは、審査のうえ転学科を許可することがある。

2 転学部及び転学科に関する事項は、別に定める。

(除籍)

**第35条** 学生が、次の各号の一に該当するときは、除籍する。

(1) 第6条に定める在学年限を超えてもなお所定の課程を卒えないとき

(2) 休学の期間が通算して4年を超えたとき

(3) 授業料を納めず、督促してもなお納めないとき

(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明のとき

## 第8章 入学検定料、入学金及び授業料

(入学検定料)

**第36条** 第25条、第26条又は第27条の規定により入学を志願する者は、入学検定料として別表3に定める金額を納めなければならない。

(入学金及び授業料)

**第37条** 第29条により入学する者は、入学金及び授業料として、別表3に定める金額を納めなければならない。

**第38条** 前2条の金額は、物価の変動その他情勢の変化により変更することがある。

(授業料の納期)

**第39条** 授業料は、指定の期日までに納めなければならない。ただし、授業料は、年額を4月、9月の2回に分けて納めることができる。

(入学検定料及び授業料の返還)

**第40条** 既に納めた入学検定料及び授業料は、いかなる事由があっても返還しない。ただし、授業料は、1年次に入学前の一定の期日までに申し出た場合はこの限りでない。

(休学者の授業料)

**第41条** 休学期間中は授業料を免除する。

2 学期開始後に休学を許可されたときは、その学期の授業料は納めなければならない。

(授業料の減免)

**第42条** 在学期間が修業年限を超えた者で、卒業要件の未修得単位数が6単位以下の場合、授業料は半額免除とする。なお、未修得単位数の算出方法において、開設期が複数学期に及ぶ科目については、単位数を学期数で除するものとする。

(転学、退学、除籍の場合の授業料)

**第43条** 転学、退学、除籍のときにおける授業料は、その学期に属する分を徴収する。ただし、第35条第4号に該当する場合は、未納の授業料を免除することができる。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

## 第9章 奨学金制度

(奨学金)

**第44条** 学長は、業績優秀なる学生には奨学金を給付することができる。

2 奨学金に関する事項は、別に定める。

## 第10章 教職員組織

(教職員組織)

**第45条** 本学に、次の教職員を置く。ただし、教育研究上の組織編成として適切と認められる場合には准教授、講師、助教、助手又は技術職員を置かないことができる。

- (1) 学 長
- (2) 教 授
- (3) 准教授
- (4) 講 師
- (5) 助 教
- (6) 助 手
- (7) 技術職員
- (8) 事務職員
- (9) その他必要な職員

**2** 本学に、次の職務を置く。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 学科長

**3** 学長は、校務をつかさどり、本学教職員を統督する。

**4** 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(非常勤教員)

**第46条** 本学は、非常勤教員を委嘱することができる。

**2** 非常勤教員に関する事項は、別に定める。

(客員教授)

**第47条** 本学は、客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）を委嘱することができる。

**2** 客員教授等は、専門の学術技能に秀で、人格識見ともに特に顕著な者から委嘱する。

**3** 客員教授等は非常勤とし、その服務及び委嘱等に関する事項は、別に定める。

(名誉教授)

**第48条** 本学に功労があった者又は学術上特に功績があった者には、名誉教授の称号を与える。

**2** 名誉教授の称号授与に関する事項は、別に定める。

## 第11章 企画運営会議及び教授会

(企画運営会議)

**第49条** 本学に、学長の諮問に応じて、次の事項を審議するため、企画運営会議を置く。

- (1) 教育課程の編成、運営に関する事項
- (2) 管理、運営全般に関する事項
- (3) 将来計画（事業計画、業務計画を含む）に関する事項
- (4) 人事に関する事項
- (5) 財務計画に関する事項
- (6) 予算審議に関する事項
- (7) 国外研修及び長期国内研修に関する事項
- (8) その他必要と認める事項

2 企画運営会議に関する事項は、別に定める。

(教授会)

**第50条** 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長及び教授をもって構成する。
- 3 学長が必要と認めるときは、教授以外の教職員を加えることができる。
- 4 学長は教授会を招集し、その議長となる。ただし、あらかじめ学長が指名した教授にその職務を代行させることができる。
- 5 教授の3分の1以上が請求するときは、学長は教授会を招集しなければならない。

**第51条** 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たりその内容を審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び組織の長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教授会に関する事項は、別に定める。

## 第12章 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

**第52条** 学長は、本学に特定の事項を定めて研究するため入学を願い出た者がいるときは、研究生として入学を許可することがある。ただし、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者とする。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

**第53条** 学長は、本学の学生以外の者で、本学において開設する一又は複数の授業科目の

履修を願い出た者があるときは、学生の教育に支障のない場合に限り、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与は、第14条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(研究生及び科目等履修生の入学検定料等)

**第54条** 研究生、科目等履修生は、入学検定料、入学金及び授業料として、別表4、5に定める金額を納めなければならない。

(外国人留学生)

**第55条** 学長は、外国人で本学に入学を願い出た者があるときは、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生については、本章で定める以外のことについて本学則を準用する。
- 3 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(研究生及び科目等履修生への学則の準用)

**第56条** 研究生、科目等履修生については、本章で定める以外のことについて本学則を準用する。ただし、第5条、第6条、第15条、第22条、第23条については、準用しない。

## 第13章 大学院、専攻科、付属機関、付属施設

(大学院)

**第57条** 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関する事項は、別に定める。

(専攻科)

**第57条の2** 本学に専攻科を置く。

- 2 専攻科に関する事項は、別に定める。

(付属機関、付属施設)

**第58条** 本学に、付属機関、付属施設を置く。

- 2 付属機関、付属施設に関する事項は、別に定める。

## 第14章 厚生、保健施設

(厚生、保健施設)

**第59条** 本学に、厚生、保健施設を置く。

- 2 厚生、保健施設に関する事項は、別に定める。

## 第15章 公開講座

(公開講座)

**第60条** 本学は、公開講座を開くことがある。

## 第16章 学生の諸活動

(学生の諸活動)

**第61条** 学生の諸活動に関する事項は、別に定める。

## 第17章 環境施設等の維持保全

(環境等の保全)

**第62条** 学生は、学内の良好な環境の維持向上に努め、施設、設備、備品等の使用にあたっては故意に破損、滅失する等の行為があってはならない。

2 施設、設備、備品等の管理に関する事項は、別に定める。

## 第18章 賞 罰

(表 彰)

**第63条** 研究その他の業績の顕著な学生に対しては、学長はこれを賞することがある。

2 表彰に関する事項は、別に定める。

(懲 戒)

**第64条** 学生で、本学の学則及び諸規定に違反し、又は、その他学生としての本分に反する行為をした者に対しては懲戒を行う。

2 懲戒は、次の3種とし、学長がこれを決定する。

(1) 譴 責

(2) 停 学

(3) 退 学

3 学生で次の各号の一に該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

(1) 刑罰法令に違反した行為をした者

(2) 性行不良で改悛の情がないと認められた者

(3) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者

(4) 本学の秩序を乱し、又は名誉を傷つけた者

4 懲戒に関する事項は、別に定める。

## 附 則

1 この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

この学則施行に必要な規則及び細則は、別にこれを定める。

- 1 この学則の改正は、昭和43年4月1日から施行する。
- 1 この学則の改正は、昭和47年4月1日から施行する。
- 1 この学則の改正は、昭和48年4月1日から施行する。
- 1 この学則の改正は、昭和50年4月1日から施行する。
- 1 この学則の改正は、昭和51年4月1日から施行する。
- 1 この学則の改正は、昭和52年4月1日から施行する。
- 1 この学則の改正は、昭和53年4月1日から施行する。
- 1 この学則の改正は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第30条の改正は、昭和54年度入学生から適用する。
- 1 この学則の改正は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第30条に基づく別表3は、昭和55年度入学生から適用する。
- 1 この学則の改正は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第30条に基づく別表3は、昭和56年度入学生から適用する。
- 1 この学則の改正は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、別表2、3、4、5は、昭和57年度入学生から適用する。
- 1 この学則の改正は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、別表3は、昭和58年度入学生から適用する。
- 1 この学則の改正は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、別表2、3、4、5は、昭和59年度入学生から適用する。
- 1 この学則の改正は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、別表1、3は、昭和60年度入学生から適用する。
- 1 この学則の改正は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、別表1、3は、昭和60年度以前の入学生に対しては適用しない。
- 1 この学則の改正は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、別表2、3、4、5は、昭和61年度以前の入学生に対しては適用しない。
- 1 この学則の改正は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、別表3は、昭和62年度以前の入学生に対しては適用しない。
- 1 この学則の改正は、平成元年4月1日から施行する。ただし、別表3は、昭和63年度以前の入学生に対しては適用しない。
- 1 この学則の改正は、平成2年4月1日から施行する。ただし、別表1の2、2、3、4、5は、平成元年度以前の入学生に対しては適用しない。また、第2条に規定する学生定員は、平成13年度までの間、次のとおりとする。

	平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年～10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
	定員	総定員	定員	総定員	定員	総定員	定員	総定員	定員	総定員	定員	総定員	定員	総定員
機械工学科	140	560	140	560	140	560	140	560	140	560	140	560	140	560
経営工学科	140	560	140	560	140	560	140	560	140	560	140	560	140	560
電気工学科	120	360	120	400	120	440	120	480	80	440	80	400	80	360
土木工学科	140	560	140	560	140	560	140	560	140	560	140	560	140	560
建築工学科	140	560	140	560	140	560	140	560	140	560	140	560	140	560

応用電子工学科	100	340	100	360	100	380	100	400	80	380	80	360	80	340
合計	780	2,940	780	3,000	780	3,060	780	3,120	720	3,060	720	3,000	720	2,940

- 1 この学則の改正は、平成3年4月1日から施行する。ただし、別表1、3は、平成2年度以前の入学生に対しては適用しない。
- 1 この学則の改正は、平成4年4月1日から施行する。ただし、別表2、3、4、5は、平成3年度以前の入学生に対しては適用しない。
- 1 この学則の改正は、平成5年4月1日から施行する。ただし、別表1、2、3、4、5は、平成4年度以前の入学生に対しては適用しない。
- 1 この学則の改正は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第8条に基づく別表1及び第30条に基づく別表3は、平成5年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第8条に基づく別表1及び第30条に基づく別表3、ならびに第45条に基づく別表5は平成6年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第8条に基づく別表1及び第30条に基づく別表3は平成7年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条から第12条までの規定及び第30条に基づく別表3は、平成8年度以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、第7条から第12条までの規定は、次の場合を除くものとする。
  - (1) 平成9年度において、休学等により、第1学年次に在学する平成8年度以前の入学生
  - (2) 平成10年度において、休学等により、第1・第2学年次に在学する平成8年度以前の入学生
  - (3) 平成11年度以降において、休学等により、第1・第2・第3学年次に在学する平成8年度以前の入学生
- 1 この学則の改正は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第31条に基づく別表3は、平成9年度以前の入学生については、なお従前の例による。また、第2条に規定する学生定員は、平成13年度までの間、次のとおりとする。

	平成10年度			平成11年度			平成12年度			平成13年度		
	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
機械工学科	140	4	564	140	4	568	140	4	568	140	4	568
経営工学科	140	4	564	140	4	568	140	4	568	140	4	568
電気工学科	120	4	484	80	4	448	80	4	408	80	4	368
土木工学科	140	4	564	140	4	568	140	4	568	140	4	568
建築工学科	140	4	564	140	4	568	140	4	568	140	4	568
応用電子工学科	100	4	404	80	4	388	80	4	368	80	4	348
合計	780	24	3,144	720	24	3,108	720	24	3,048	720	24	2,988

- 1 この学則の改正は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第8条に基づく別表1の6および第31条に基づく別表3は、平成10年度以前の入学生については、なお従前の例による。また、第2条に規定する学生定員は、平成14年度までの間、次のとおりとする。

る。

	平成11年度			平成12年度			平成13年度			平成14年度		
	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
機械工学科	140	4	568	140	4	568	140	4	568	140	4	568
経営工学科	140	4	568	140	4	568	140	4	568	140	4	568
電気工学科	120	4	488	80	4	448	80	4	408	80	4	368
土木工学科	140	4	568	140	4	568	140	4	568	140	4	568
建築工学科	140	4	568	140	4	568	140	4	568	140	4	568
応用電子工学科	100	4	408	80	4	388	80	4	368	80	4	348
合計	780	24	3,168	720	24	3,108	720	24	3,048	720	24	2,988

- 1 この学則の改正は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第8条に基づく別表1および第33条は、平成11年度以前の入学生については、なお従前の例による。また、第2条に規定する学生定員は、平成19年度までの間、次のとおりとする。

	平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度		
	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
機械工学科	140	4	568	140	4	568	140	4	568	140	4	568
経営工学科	140	4	568	140	4	568	140	4	568	140	4	568
電気工学科	119	4	487	118	4	485	117	4	482	116	4	478
土木工学科	140	4	568	140	4	568	140	4	568	140	4	568
建築工学科	140	4	568	140	4	568	140	4	568	140	4	568
応用電子工学科	99	4	407	98	4	405	97	4	402	96	4	398
合計	778	24	3,166	776	24	3,162	774	24	3,156	772	24	3,148

	平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
機械工学科	140	4	568	140	4	568	140	4	568	140	4	568
経営工学科	140	4	568	140	4	568	140	4	568	140	4	568
電気工学科	115	4	474	80	4	436	80	4	399	80	4	363
土木工学科	140	4	568	140	4	568	140	4	568	140	4	568
建築工学科	140	4	568	140	4	568	140	4	568	140	4	568
応用電子工学科	95	4	394	80	4	376	80	4	359	80	4	343
合計	770	24	3,140	720	24	3,084	720	24	3,030	720	24	2,978

- 1 この学則の改正は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第8条に基づく別表1、第29条および第32条に基づく別表2は、平成12年度以前の入学生については、なお従前の例による。また、第2条に規定する学生定員は、平成15年度までの間、次のとおりとする。

	平成13年度			平成14年度			平成15年度		
	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
環境デザイン学科	60	—	60	60	—	120	60	3	183
情報デザイン学科	120	—	120	120	—	240	120	3	363
福祉生体工学科	60	—	60	60	—	120	60	3	183
建築学科	130	—	130	130	—	260	130	3	393
社会基盤工学科	120	—	120	120	—	240	120	3	363
機械システム工学科	140	—	140	140	—	280	140	3	423
情報ネットワーク工学科	120	—	120	120	—	240	120	3	363
電気電子工学科	120	—	120	120	—	240	120	3	363
機械工学科	—	4	428	—	4	288	—	—	144
経営工学科	—	4	428	—	4	288	—	—	144
電気工学科	—	4	367	—	4	247	—	—	123
土木工学科	—	4	428	—	4	288	—	—	144
建築工学科	—	4	428	—	4	288	—	—	144
応用電子工学科	—	4	307	—	4	207	—	—	103
合計	870	24	3,256	870	24	3,346	870	24	3,436

1 この学則の改正は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第8条に基づく別表1は1の3をのぞき、平成13年以前の入学生については、なお従前の例による。

1 この学則の改正は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第8条に基づく別表1の4は、平成13年度の入学生については、なお従前の例による。また、別表の1の7は、平成14年度以前の入学生については、なお従前の例による。

1 この学則の改正は、平成16年4月1日から施行する。

1 この学則の改正は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第8条に基づく別表1は、平成16年度以前の入学生は、なお従前の例による。また、第2条に規定する学生定員は、平成19年度までの間、次のとおりとする。

	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
環境デザイン学科	60	3	246	60	3	246	60	3	246
情報デザイン学科	110	3	476	110	3	466	110	3	456
福祉生体工学科	80	3	266	80	3	286	80	3	306
建築学科	120	3	516	120	3	506	120	3	496
社会基盤工学科	90	3	456	90	3	426	90	3	396
機械システム工学科	125	3	551	125	3	536	125	3	521
情報ネットワーク工学科	110	3	476	110	3	466	110	3	456
電気電子工学科	105	3	471	105	3	456	105	3	441
合計	800	24	3,458	800	24	3,388	800	24	3,318

- 1 この学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条に規定する学生定員は、平成19年度までの間、次のとおりとする。

	平成18年度				平成19年度			
	入学定員	編入学定員		収容定員	入学定員	編入学定員		収容定員
		2年次	3年次			2年次	3年次	
環境デザイン学科	60	1	1	245	60	1	1	244
情報デザイン学科	110	1	2	466	110	1	2	456
福祉生体工学科	80	1	1	285	80	1	1	304
建築学科	120	1	2	506	120	1	2	496
社会基盤工学科	90	1	2	426	90	1	2	396
機械システム工学科	125	1	2	536	125	1	2	521
情報ネットワーク工学科	110	1	1	465	110	1	1	454
電気電子工学科	105	1	1	455	105	1	1	439
合計	800	8	12	3,384	800	8	12	3,310

- 2 この学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第8条に基づく別表1は、平成17年度以前の入学生については、なお従前の例による。また、第2条に規定する学生定員は、平成20年度までの間、次のとおりとする。

	平成18年度				平成19年度				平成20年度			
	入学定員	編入学定員		収容定員	入学定員	編入学定員		収容定員	入学定員	編入学定員		収容定員
		2年次	3年次			2年次	3年次			2年次	3年次	
環境デザイン学科	60	1	1	245	60	1	1	244	60	1	1	245
情報デザイン学科	110	1	2	466	110	1	2	456	110	1	2	447
福祉生体工学科 (義肢装具学専攻)	80 (30)	1 -	1 -	285 (30)	80 (30)	1 -	1 -	304 (60)	80 (30)	1 -	1 -	325 (90)
建築学科	120	1	2	506	120	1	2	496	120	1	2	487
社会基盤工学科	90	1	2	426	90	1	2	396	90	1	2	367
機械システム工学科	125	1	2	536	125	1	2	521	125	1	2	507
情報ネットワーク工学科	110	1	1	465	110	1	1	454	110	1	1	445
電気電子工学科	105	1	1	455	105	1	1	439	105	1	1	425
合計	800	8	12	3,384	800	8	12	3,310	800	8	12	3,248

- 1 この学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第8条に基づく別表1は1、2、3をのぞき、平成18年度以前の入学生については、なお従前の例による。

- 1 この学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第7条、第9条第1項第4号、第10条第3項、第12条第2項、第22条、第29条、第8条に基づく別表1、第29条および第32条に基づく別表2は、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。また、第2条に規定する学生定員は、平成22年度までの間、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成20年度			平成21年度			平成22年度					
		入学 定員	編入学定員		収容 定員	入学 定員	編入学定員		収容 定員	入学 定員	編入学定員		収容 定員
			2年次	3年次			2年次	3年次			2年次	3年次	
創生工学部	機械システム工学科	130	-	-	130	130	1	-	261	130	1	2	394
	情報フロンティア工学科	120	-	-	120	120	1	-	241	120	1	2	364
	電気デジタルシステム工学科	80	-	-	80	80	1	-	161	80	1	1	243
空間創造学部	建 築 学 科	130	-	-	130	130	1	-	261	130	1	2	394
	都 市 環 境 学 科	90	-	-	90	90	1	-	181	90	1	2	274
医療工学部	医 療 福 祉 工 学 科 (義肢装具学専攻)	100 (30)	-	-	100 (30)	100 (30)	1	-	201 (60)	100 (30)	1	1	303 (90)
未来デザイン学部	メディアデザイン学科	80	-	-	80	80	1	-	161	80	1	1	243
	人 間 社 会 学 科	70	-	-	70	70	1	-	141	70	1	1	213
工 学 部	環 境 デ ザ イ ン 学 科	-	1	1	185	-	-	1	124	-	-	-	62
	情 報 デ ザ イ ン 学 科	-	1	2	337	-	-	2	226	-	-	-	113
	医 療 福 祉 工 学 科 (義肢装具学専攻)	-	1	1	245 (90)	-	-	1	164 (60)	-	-	-	82 (30)
	建 築 学 科	-	1	2	367	-	-	2	246	-	-	-	123
	社 会 基 盤 工 学 科	-	1	2	277	-	-	2	186	-	-	-	93
	機 械 シ ス テ ム 工 学 科	-	1	2	382	-	-	2	256	-	-	-	128
	情 報 ネットワーク工学科	-	1	1	335	-	-	1	224	-	-	-	112
	電 気 電 子 工 学 科	-	1	1	320	-	-	1	214	-	-	-	107
合 計		800 (30)	8	12	3,248 (120)	800 (30)	8	12	3,248 (120)	800 (30)	8	12	3,248 (120)

- 2 工学部環境デザイン学科、情報デザイン学科、医療福祉工学科、建築学科、社会基盤工学科、機械システム工学科、情報ネットワーク工学科、電気電子工学科は、平成20年度より学生の募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

- 1 この学則の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この学則の改正は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項、第8条に基づく別表1の2および別表1の9は、平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 1 この学則の改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第8条に基づく別表1

の2、1の3、1の4、1の8、1の9は、平成23年度以前の入学生については、なお従前の例による。

- 1 この学則の改正は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の2、第7条、第8条に基づく別表1の1から1の13、第10条第3項、第12条第2項、第21条、第32条に基づく別表2、第36条の2は、平成25年度以前の入学生については、なお従前の例による。また、第2条に規定する学生定員は、平成28年度までの間、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
		入学定員	編入学定員		収容定員	入学定員	編入学定員		収容定員	入学定員	編入学定員		収容定員
			2年次	3年次			2年次	3年次			2年次	3年次	
工 学 部	機 械 工 学 科	92	—	—	92	92	—	—	184	92	—	—	276
	情 報 工 学 科	90	—	—	90	90	—	—	180	90	—	—	270
	電 気 電 子 工 学 科	80	—	—	80	80	—	—	160	80	—	—	240
	建 築 学 科	80	—	—	80	80	—	—	160	80	—	—	240
	都 市 環 境 学 科	50	—	—	50	50	—	—	100	50	—	—	150
保健医療学部	看 護 学 科	80	—	—	80	80	—	—	160	80	—	—	240
	理 学 療 法 学 科	40	—	—	40	40	—	—	80	40	—	—	120
	義 肢 装 具 学 科	50	—	—	50	50	—	—	100	50	—	—	150
	臨 床 工 学 科	70	—	—	70	70	—	—	140	70	—	—	210
	診 療 放 射 線 学 科	50	—	—	50	50	—	—	100	50	—	—	150
未来デザイン学部	メディアデザイン学科	80	—	—	80	80	—	—	160	80	—	—	240
	人 間 社 会 学 科	50	—	—	50	50	—	—	100	50	—	—	150
創生工学部	機械システム工学科	—	1	2	397	—	—	2	266	—	—	—	133
	情報フロンティア工学科	—	1	2	367	—	—	2	246	—	—	—	123
	電気デジタルシステム工学科	—	1	1	245	—	—	1	164	—	—	—	82
空間創造学部	建 築 学 科	—	1	2	397	—	—	2	266	—	—	—	133
	都 市 環 境 学 科	—	1	2	277	—	—	2	186	—	—	—	93
医療工学部	医 療 福 祉 工 学 科	—	1	1	215	—	—	1	144	—	—	—	72
	義 肢 装 具 学 科	—	—	—	90	—	—	—	60	—	—	—	30
未来デザイン学部	メディアデザイン学科	—	1	1	245	—	—	1	164	—	—	—	82
	人 間 社 会 学 科	—	1	1	215	—	—	1	144	—	—	—	72
合 計		812	8	12	3,260	812		12	3,264	812			3,256

- 2 創生工学部機械システム工学科、情報フロンティア工学科、電気デジタルシステム工学科及び医療工学部医療福祉工学科、義肢装具学科に在籍する学生の所属は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。また、空間創造学部建築学科、都市環境学科は、平成26年度より学生の募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

- 1 この学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第8条に基づく別表1の2、1の7、1の12は、平成26年度以前の入学生については、なお従前の例による。

- 1 この学則の改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第8条に基づく別表1の9、1の10、1の12、1の13は、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第8条に基づく別表1の12は、平成28年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成30年度に薬学部に入転した学生については、第4章教育課程、第5章履修方法及び卒業要件等、第7章入学、休学、退学、転学及び除籍、第8章入学検定料、入学金及び授業料（第42条を除く）、第9章奨学金制度を別に定め適用する。また、第3条第2項に定める薬学部薬学科の収容定員は、平成30年度1,230名、平成31年度1,200名、平成32年度1,170名、平成33年度1,140名、平成34年度1,110名とする。
- 2 第11条に基づく別表2の1、2の2、2の3、2の4、2の5、2の7、2の8、2の9、2の10、2の11、2の12、2の13は、平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第11条に基づく別表2の1、2の14は、平成30年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、2020年4月1日から施行する。ただし、第11条に基づく別表2の2、2の7、2の8、2の9、2の10、2の11、2の13は、2019年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、2021年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項に定める保健医療学部看護学科の収容定員は、2021年度330名、2022年度340名、2023年度350名、保健医療学部理学療法学科の収容定員は、2021年度170名、2022年度180名、2023年度190名、保健医療学部義肢装具学科の収容定員は、2021年度180名、2022年度160名、2023年度140名とする。
- 2 第4条に基づく別表1及び第11条に基づく別表2は、2020年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、2022年4月1日から施行する。ただし、第11条に基づく別表2の4、2の7、2の11、2の14は、2021年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、2023年4月1日から施行する。ただし、第11条に基づく別表2の2、2の10、2の14は、2022年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、2024年4月1日から施行する。ただし、第11条に基づく別表2の1、2の2、2の3、2の4、2の5、2の6、2の7、2の8、2の9、2の10、2の11、2の12、2の13は、2023年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 2 第37条に基づく別表3は、2023年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、2025年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項に規定する学生定員は、2027年度までの間、次のとおりとする。また、工学部情報工学科及び保健医療学部義肢装具学科は、2025年度より学生の募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

学 部	学 科	2025 年度		2026 年度		2027 年度	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
工学部	機械工学科	92	368	92	368	92	368
	情報工学科	—	270	—	180	—	90
	電気電子工学科	80	320	80	320	80	320
	建築学科	90	330	90	340	90	350
	都市環境学科	50	200	50	200	50	200
	計	312	1,488	312	1,408	312	1,328
情報科学部	情報科学科	100	100	100	200	100	300
	計	100	100	100	200	100	300
薬学部	薬学科	180	1,080	180	1,080	180	1,080
	計	180	1,080	180	1,080	180	1,080
保健医療学部	看護学科	90	360	90	360	90	360
	理学療法学科	50	200	50	200	50	200
	義肢装具学科	—	90	—	60	—	30
	臨床工学科	70	280	70	280	70	280
	診療放射線学科	50	200	50	200	50	200
	計	260	1,130	260	1,100	260	1,070
未来デザイン 学部	メディアデザイン学科	90	330	90	340	90	350
	人間社会学科	50	200	50	200	50	200
	計	140	530	140	540	140	550
合 計		992	4,328	992	4,328	992	4,328

- 2 第4条に基づく別表1は、2024年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 第37条に基づく別表3は、工学部情報工学科及び保健医療学部義肢装具学科については、なお従前の例による。
- 1 この学則の改正は、2027年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項に規定する学生定員は、2029年度までの間、次のとおりとする。また、未来デザイン学部人間社会学科は、2027年度より学生の募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

学 部	学 科	2027 年度		2028 年度		2029 年度	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
工学部	機械工学科	92	368	92	368	92	368
	情報工学科	—	90	—	—	—	—
	電気電子工学科	80	320	80	320	80	320
	建築学科	90	350	90	360	90	360
	都市環境学科	50	200	50	200	50	200

	計	312	1,328	312	1,248	312	1,248
情報科学部	情報科学科	100	300	100	400	100	400
	経営情報学科	50	50	50	100	50	150
	計	150	350	150	500	150	550
薬学部	薬学科	180	1,080	180	1,080	180	1,080
	計	180	1,080	180	1,080	180	1,080
保健医療学部	看護学科	90	360	90	360	90	360
	理学療法学科	50	200	50	200	50	200
	義肢装具学科	—	30	—	—	—	—
	臨床工学科	70	280	70	280	70	280
	診療放射線学科	50	200	50	200	50	200
	計	260	1,070	260	1,040	260	1,040
未来デザイン学部	メディアデザイン学科	90	350	90	360	90	360
	人間社会学科	—	150	—	100	—	50
	計	90	500	90	460	90	410
合計		992	4,328	992	4,328	992	4,328

2 第37条に基づく別表3は、未来デザイン学部人間社会学科については、なお従前の例による。

別表1 学部・学科の人材養成の目的

【工学部】		
学部	工学部は、人と自然環境に調和した新しい科学技術の創造と豊かな社会の構築を目指すため、幅広い教養と倫理観及びコミュニケーション力からなる基盤能力とそれぞれの分野における高度な専門能力を兼ね備え、独自の発想で課題を解決できる人材を養成することを目的とする。	
学 科	機械工学科	<p>機械工学科では、持続可能な社会の実現に向けて、ものづくりの未来を切り拓くための知識、汎用的な技能、豊かな人間性と志向性及び創造的な思考力を備えた人材を輩出する。幅広い素養から成る基盤能力に加えて、ものづくりと科学技術を融合した独自のカリキュラムにより高い専門能力を確実に身に付け、人類の幸福や文化の発展、社会貢献に資する次のような機械技術者を養成する。</p> <p>①工学的諸問題に対して、機械工学の設計過程、制約条件に基づき解決策を協働しながら創出し成果をまとめる能力を有する機械技術者</p> <p>②地域・国土・自然や生物多様性を守るために地球環境にも精通したグローバルな倫理観を持って判断・行動できる機械技術者</p> <p>③必要な専門分野を統合及び発展させ、顕在化する複雑な工学的問題を解決する分析力・統合力・適応力・表現力を有する機械技術者</p>
	情報工学科	<p>情報工学科では、社会生活を送るうえで必要となる知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、創造的思考力の修得のもとに、人工知能、データサイエンス、画像や音声などのマルチメディア、ネットワーク、セキュリティなどの情報工学分野に関する基礎力と専門性を有し、実際の応用に展開して我が国及び地域社会の活性化に貢献する次のような人材を養成する。</p> <p>①各種のソフトウェア開発に関する知識と技術を身に付け、ソフトウェアを利用したシステムを設計・開発・運用する実践力を持つ人材</p> <p>②知能処理、情報処理及び情報ネットワークの知識と技術を身に付け、実際の問題解決にコンピュータシステムを活用できる実践力を持つ人材</p> <p>③他者に働きかけ論理的に議論を行い協働しながら物事を遂行する能力と技術者として必要な倫理観を身に付け、社会に役立つ情報システムを創造する実践力を持つ人材</p>
	電気電子工学科	<p>電気電子工学科では、社会生活を送るうえで必要となる知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、創造的思考力の修得のもとに、電気エネルギー分野から情報・エレクトロニクス分野までをカバーする広範囲なカリキュラムを通じて電気電子工学関連の知識・技能を修得し、我が国及び地域社会の活性化に貢献する次のような技術者を養成する。</p> <p>①現代社会の基盤（インフラ）を支える電気エネルギーシステムを環境に配慮しながら開発・管理・運用できる技術者</p> <p>②豊かで便利な生活環境を提供する様々な情報・エレクトロニクス機器を創造・開発・製造できる技術者</p>
	建築学科	<p>建築学科では、社会生活を送るうえで必要となる知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、創造的思考力の修得のもとに、建築に関する総合的な知識・技術を基盤として、積雪寒冷地の諸条件を考慮した建築計画手法や建築技術を修得し、地域社会に貢献できる次のような建築設計者・建築技術者を養成する。</p> <p>①風土、歴史、文化などを踏まえた建築や都市空間をデザインする能力を有する建築設計者</p> <p>②健康で快適な生活環境や環境負荷が小さく省エネルギー化を実現した建築空間を創出する建築設計者・技術者</p> <p>③これまでの自然災害による被害を踏まえ、建築空間の長寿命化を考慮した構造安全性及び耐久性を創出する建築設計者・技術者</p> <p>④建築分野の総合的な専門知識と設計技術を基盤に、敷地やその周辺環境、あるいは、気象条件に適した施工技術を選定し、建築物の品質管理・生産管理を行う建築技術者</p>
	都市環境学科	<p>都市環境学科では、社会生活を送るうえで必要となる知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、創造的思考力の修得のもとに、土木と環境に関わる工学分野の基礎的な知識及び基本的な技術、また、土木と環境に関わる工学の専門職として生涯成長し続けるための基盤となる生涯学習能力を有し、地域社会における関係者と連携・協働して、社会インフラの充実、防災・減災機能の向上、自然環境の保全に寄与できる次のような人材を養成する。</p> <p>①環境と調和した社会について調査・提案することのできる技術者</p> <p>②インフラ構造物の設計・施工に携わる専門性を備えた技術者</p> <p>③良質な都市空間を維持・管理するために、さまざまな意見を総合的に調整できる技術者</p>
【情報科学部】		
学部	情報科学部では、幅広い教養と倫理観、コミュニケーション力と情報科学分野の知識と技術を有し、多様な価値観と新しい発想のもと、社会の課題発見と解決、さらには持続的な社会の実現に、情報科学の専門職として主体的な役割を果たすことのできる人材を育成する。	
学 科	情報科学科	<p>情報科学科では、社会で求められる基盤能力としてのコミュニケーション力、課題発見解決力、自らを律し、学び続ける力並びに多様な視点から物事を捉え異なる意見を理解する力を身に付け、加えて知能情報処理や情報システムなどの情報科学分野に関する知識と技術を修得し、それらを総合的に活用して変化の激しい高度情報化社会の構築、維持、発展を支え得る人材を養成する。</p>
	経営情報学科	<p>経営情報学科では、「工学分野」の「経営工学」を基礎とする教育研究を通して、「経済社会の一員として求められる汎用的技能や職業観と課題解決能力及び現代社会に関する知識の理解とともに、情報処理・計算・データ分析、システム化、情報倫理・情報社会の観点から、情報と情報技術の在り方についての見方や考え方を働かせ、経営戦略を踏まえた情報化戦略の推進や情報技術を活用した業務改革を図るための諸課題を追究し、解決する活動を通して、「経済社会の発展に貢献できる技術者」を養成する。</p>

【薬学部】	
薬学部・薬学科	<p>薬学部・薬学科では、社会生活を送るうえで必要となる知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、創造的思考力の修得のもとに、豊かな人間性と医療人としての高い倫理観、使命感を有し、生涯にわたって薬の専門家として、人の命と健康な生活を守るとともに、多職種と連携・協働して、地域社会の保健・医療・福祉の向上に寄与する次のような人材を養成する。</p> <p>①基盤能力と共に薬剤師に必要な知識・技能・態度を有し、問題抽出及び解決のための論理的思考力、情報分析力、判断力をもって、患者・生活者にとって適切な薬物療法や薬学的管理を主体的に実践できる人材</p> <p>②生涯に渡って自己研鑽に努め、地域の医療、福祉、公衆衛生に広く貢献できる人材</p> <p>③他職種の役割を理解し、互いの職能を活かしつつ専門知識に基づいて地域にある課題の解決に貢献できる人材</p>
【保健医療学部】	
学 部	<p>保健医療学部は、医療技術と健康生活の向上や改善に資する理論と技能、人間の運動機能の向上・支援に関する理論と技能、高度医療に不可欠な工学的知識と応用能力を軸とした医療と福祉に関する専門性に優れ、チーム医療を総合的に捉えつつ次代の保健医療学を創造・実践できる人材を養成することを目的とする。</p>
学 科	<p>看護学科では、社会生活を送るうえで必要となる知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、創造的思考力、及び看護師として生涯成長し続けるための基盤となる資質と能力を有し、看護学及び総合的な学問の知見を活かし、他の保健・医療・福祉に関連する職種と連携・協働して、地域社会の健康と活性化に寄与する次のような人材を養成する。</p> <p>①看護学分野に関する専門的知識と実践的能力を体得し、卒業直後から指導助言のもとに地域社会の多様なニーズに対応する看護ケアができる能力を有した人材</p> <p>②看護学研究に関する思考力と創造性を有し、看護学の進歩に即応しつつ、将来的に高度な知識や技術を有した看護師となる人材</p> <p>③保健・医療・福祉制度の下で、他の関係職種と連携・協働しながら、看護師の役割を果たしていくことができる人材</p>
	<p>理学療法学科では、社会生活を送るうえで必要となる知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、創造的思考力の修得のもとに、理学療法学分野に関する基礎的な知識及び基本的な技術と態度を有し、地域住民の健康増進や疾病予防、健康寿命の延伸など高度で多様化した社会的ニーズに広く対応できる理学療法士の養成を行い、総合大学での学びを活かして広く地域社会に貢献できる次のような人材を養成する。</p> <p>①理学療法学に関する専門的知識と実践的能力を体得し、卒業直後から指導助言のもとに地域社会の多様なニーズに対応する理学療法士となる人材</p> <p>②保健・医療・福祉制度の下で、他の関係職種と連携・協働しながら、理学療法士の役割を果たしていくことができる人材</p> <p>③社会や保健医療分野の変化に対応し、新しい問題に対して理学療法学をより学際的に発展させ解決へ向けて取り組むことができる人材</p>
	<p>義肢装具学科では、社会生活を送るうえで必要となる知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、創造的思考力及び義肢装具士として生涯成長し続けるための基盤となる能力の修得のもとに、義肢装具学分野に関する必要な知識、技能及び態度を有し、義肢装具学及び総合大学での学びを活かして、地域社会の健康と活性化に貢献する次のような人材を養成する。</p> <p>①義肢装具士として必要な専門的知識と実践的技術を体得し、卒業直後から指導助言のもとに義肢装具の製作適合等ができる能力を有した人材</p> <p>②義肢装具学研究に関する思考力と創造性を有し、問題解決に向けて取り組むことができる人材</p> <p>③保健・医療・福祉制度の下で、他の関係職種と連携・協働し、義肢装具士としての役割を果たせる人材</p>
	<p>臨床工学科では、社会生活を送るうえで必要となる知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、創造的思考力の修得のもとに、臨床工学分野に関する基礎的な知識及び基本的な技術と態度を有したうえで、臨床工学技士及び医療技術者として生涯成長し続けるための基盤となる資質と能力を有するとともに、他の医療関係職種と連携・協働して、地域社会の保健・医療・福祉の向上に寄与する次のような人材を養成する。</p> <p>①臨床工学技士及び医療技術者として必要な専門的知識と実践的能力を体得し、卒業直後から指導助言のもとに臨床工学業務及び医療技術学業務ができる能力を有した人材</p> <p>②臨床工学に関する思考力と創造性を有し、臨床工学の進歩に即応しつつ、将来的に高度な知識や技術を有した臨床工学技士及び医療技術者となる人材</p> <p>③保健・医療・福祉制度の下で、他の関係職種と連携・協働し、チーム医療の中で臨床工学技士及び医療技術者としての役割を果たしていくことができる人材</p>
	<p>診療放射線学科では、社会生活を送るうえで必要となる知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、創造的思考力を修得し、放射線技術学に関する基礎的な知識と技術を有したうえで、高度で多様化した現代社会に幅広く対応した診療放射線技師及び医療技術者となるために必要な知識や技術・態度をプロフェッショナル教育によって身に付け、地域に貢献できる次のような人材を養成する。</p> <p>①診療放射線技師として必要な専門的知識と実践的技術を体得し、卒業直後から指導助言のもとに地域社会の多様なニーズに対応する放射線検査や治療ができる能力を有した人材</p> <p>②放射線技術学研究に関する思考力と創造性を有し、放射線技術学の進歩に即応しつつ、将来的により高度な知識や技術を修得することができる人材</p> <p>③保健・医療・福祉制度の下で、他の医療関係職種と連携・協働し、チーム医療の中で診療放射線技師及び医療技術者としての役割を果たしていくことができる人材</p>

【未来デザイン学部】	
学 部	未来デザイン学部は、現代社会が直面する問題解決のためのコミュニケーションスキル・マネジメントスキル・ITスキルに関して優れた専門性を有し、多様な価値観に基づく豊かさの創造に寄与できる人材を養成することを目的とする。
学 科	メディアデザイン学科 メディアデザイン学科では、社会生活を送るうえで必要となる知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、創造的思考力を高め、デジタルコンテンツに関する総合的な知識・技能とIT技術者やクリエイターとして生涯成長し続けるための能力を有し、地域社会に貢献する次のような人材を養成する。 ①メディアの社会的役割を理解し、デジタルコンテンツを制作するうえで必要な知識・技能を有する人材 ②課題を探求・発見する能力と、デジタルコンテンツに関する知識・技能を活かして協働で課題を解決する能力を有する人材 ③デザインとITのスキルを利用して、地域社会の課題解決や新しい価値を創造できる人材
	人間社会学科 人間社会学科では、社会生活を送るうえで必要となる知識、理解、汎用的技能、態度・志向性、コミュニケーション能力やリーダーシップ、創造的思考力の修得とともに、経営学、社会学、心理学の各分野に関する専門的・横断的知識、及び生涯成長し続けるための基盤となる生涯学習能力を有し、地域社会に貢献する次のような人材を養成する。 ①人、モノ、お金、情報の活用を学び、マネジメント力とコミュニケーション力を有した地域社会に貢献できる人材 ②社会に対する幅広い視野と知識、社会調査のスキルをもって現代社会を読み解き、新しい地域社会や価値の創造に貢献できる人材 ③対人関係及び人間の悩みや問題について、「こころ」を幅広い観点から学び、その理解をもとに「こころの時代」の多様なニーズに応える人材



























区分	授業科目名	主要 授業 科目	単位数		開設期																備考							
			必修	選択	1年				2年				3年				4年											
					前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期									
					①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④								
専門 教育 科目	専門 研究 科目	経営情報研究法	○	2																								
		経営情報演習Ⅰ	○	2																								
		経営情報演習Ⅱ	○	2																								
		経営情報実践Ⅰ		2																								
		経営情報実践Ⅱ		2																								
		卒業研究	○	8																								
		(小計)		(14)	(4)																							
合計		81	48																									

1. 上記の授業科目の他に外国人留学生に関する教育として「日本語Ⅰ・Ⅱ」「日本事情Ⅰ・Ⅱ」等の授業科目を開設することがある。
2. 上記の授業科目の他に特別科目として授業科目を開設することがある。









区分	授業科目名	主要授業科目	単位数		開設期																備考				
			必修	選択	1年				2年				3年				4年								
					前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期						
					①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④					
専門の教養科目	老年看護学概論		1																						
	老年看護学援助論		1																						
	老年看護学援助論演習		1																						
	老年看護学援助技術論演習		1																						
	老年看護学実習		3																						
	(小計)		(7)	(0)																					
	小児看護学概論		1																						
	小児看護学援助論		1																						
	小児看護学援助論演習		1																						
	小児看護学援助技術論演習		1																						
	小児看護学実習		2																						
	(小計)		(6)	(0)																					
	母性看護学概論		1																						
	母性看護学援助論		1																						
	母性看護学援助論演習		1																						
	母性看護学援助技術論演習		1																						
	母性看護学実習		2																						
	(小計)		(6)	(0)																					
	精神看護学概論		1																						
	精神看護学援助論		1																						
	精神看護学援助論演習		1																						
	精神看護学援助技術論演習		1																						
	精神看護学実習		2																						
(小計)		(6)	(0)																						
看護倫理		1																							
看護管理		1																							
生活構築論	○	2																							
国際看護		1																							
災害看護		1																							
終末期看護		1																							
看護教育の原理		1																							
看護教育の方法		1																							
生活者を知る実習		2																							
(小計)		(6)	(5)																						
看護の発展		1																							
医療機器論		2																							
医療機器論演習		1																							
医療情報学		1																							
(小計)		(3)	(2)																						
看護の研究		○	2																						
看護総合ゼミ		2																							
(小計)		(4)	(0)																						
卒業研究		○	4																						
合計			118	15																					

- 上記の授業科目の他に外国人留学生に関する教育として「日本語Ⅰ・Ⅱ」「日本事情Ⅰ・Ⅱ」等の授業科目を開設することがある。
- 上記の授業科目の他に特別科目として授業科目を開設することがある。











区分	授 業 科 目 名	主要 授業 科目	単 位 数		開 設 期																備 考					
			必修	選択	1 年				2 年				3 年				4 年									
					前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期							
					①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④						
専 門 教 育 科 目	医用治療機器学Ⅰ		2							○																
	医用治療機器学Ⅱ		2								○															
	医用治療機器学実習		2											○												
	生体計測装置学Ⅰ		2					○																		
	生体計測装置学Ⅱ		2						○																	
	生体計測装置学Ⅲ		2								○															
	関係法規		1																					○		
	臨床実習		6																				○			
	臨床工学演習		2												○											
	医療工学演習		2												○											
	臨床工学総合演習		1																				○			
	医療工学総合演習		2																					○		
	(小計)		(38)	(57)																						
	関 連 科 目	子一ム医療論		1																				○		
		医療英語概論		2												○										
比較医療文化論			2																			○				
(小計)			(0)	(5)																						
卒業 研究	○	6																					○			
合 計			70	75																						

- 上記の授業科目の他に外国人留学生に関する教育として「日本語Ⅰ・Ⅱ」「日本事情Ⅰ・Ⅱ」等の授業科目を開設することがある。
- 上記の授業科目の他に特別科目として授業科目を開設することがある。



区分	授業科目名	主要 授業 科目	単位数		開設期																備考						
			必修	選択	1年				2年				3年				4年										
					前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期								
					①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④							
専 門	放射線 治療 学	放射線治療技術学Ⅰ		2																							
		放射線治療技術学Ⅱ		2																							
		放射線治療技術学Ⅲ		2																							
		放射線治療技術学Ⅳ		1																							
	(小計)		(7)	(0)																							
専 門	情報 画像 学	医療画像情報学Ⅰ		2																							
		医療画像情報学Ⅱ		2																							
		医療画像情報学演習		1																							
		医療情報学		1																							
	(小計)		(6)	(0)																							
専 門	安全 放射 線 管理 学	放射線安全管理学Ⅰ		2																							
		放射線安全管理学Ⅱ		1																							
		関係法令		1																							
		(小計)		(4)	(0)																						
専 門	医療 安全 管理 学	医療安全管理学		2																							
		(小計)		(2)	(0)																						
専 門	実践 臨床 画像 学	実践臨床画像学		1																							
		(小計)		(1)	(0)																						
教 育 科 目	関 連 科 目	放射線リスクコミュニケーション		1																							
		生命倫理学		1																							
		看護学概論		1																							
		医学物理学概論		1																							
		放射線教育・教材開発論		1																							
		環境放射能分析概論		1																							
		機械学習・データ分析		1																							
		チーム医療論		1																							
		(小計)		(3)	(5)																						
		専 門	臨床 実 習	臨床スタートアップ	○	1																					
臨床実習Ⅰ	○			6																							
臨床実習Ⅱ	○			5																							
	(小計)		(12)	(0)																							
専 門	総 合 演 習	総合演習Ⅰ		1																							
		総合演習Ⅱ		1																							
		総合演習Ⅲ		1																							
		臨床画像概論		1																							
	(小計)		(3)	(1)																							
専 門	卒業 研究	卒業研究	○	4																							
合 計			117	18																							

1. 上記の授業科目の他に外国人留学生に関する教育として「日本語Ⅰ・Ⅱ」「日本事情Ⅰ・Ⅱ」等の授業科目を開設することがある。
2. 上記の授業科目の他に特別科目として授業科目を開設することがある。



区分	授業科目名	主要 授業 科目	単位数		開設期																備考
			必修	選択	1年				2年				3年				4年				
					前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期		
					①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④	
専 門 系 統 科 目	プログラミングⅠ			2				○													
	プログラミングⅡ			2					○												
	プログラミングⅢ			2						○											
	ゲームデザイン			2					○												
	ゲーム制作Ⅰ			2						○											
	ゲーム制作Ⅱ			2							○										
	システムデザイン			2								○									
	人工知能Ⅰ			2								○									
	人工知能Ⅱ			2									○								
	(小計)			(0)	(18)																
	教 育 系 統 科 目	デジタルコンテンツ			2			○													
		コミュニケーション演習			2										○						
		デジタルコミュニケーション			2				○												
		心理と社会の調査			2										○						
		プレゼンテーションⅠ			2					○											
		プレゼンテーションⅡ			2						○										
		メディアと職業			2								○								
		ビジネスデザイン			2									○							
		情報ネットワーク			2									○							
		データマイニング			2													○			
ビジネスコミュニケーション			2													○					
(小計)			(12)	(10)																	
卒業研究	卒業研究	○		8															○		
合計				64	81																

1. 上記の授業科目の他に外国人留学生に関する教育として「日本語Ⅰ・Ⅱ」「日本事情Ⅰ・Ⅱ」等の授業科目を開設することがある。
2. 上記の授業科目の他に特別科目として授業科目を開設することがある。





別表2の16 教育課程表 各学部 学科共通

区分	授業科目名	単位数		開設期								
		必修	選択	1年		2年		3年		4年		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教育の基礎的理解に関する科目	教職入門		2			○						
	教育心理学		2					○				
	教育課程論		2			○						
	教育原理		2					○				
	教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）		2						○			
	特別活動及び総合的な探究の時間の指導法		2						○			
	特別支援教育		1			○						
	生徒指導・進路指導論		2							○		
	教育相談		2								○	
	教育実習		3							○	○	
	教育制度と学校経営		2						○			
教職実践演習（高）		2								○		
指各教導法の	工業科教育法※1		4					○	○			
	情報科教育法※2		4					○	○			
	数学科教育法※3		4					○	○			

※1 免許教科「工業」を取得する場合は、「工業科教育法」を受講すること。

※2 免許教科「情報」を取得する場合は、「情報科教育法」を受講すること。

※3 免許教科「数学」を取得する場合は、「数学科教育法」を受講すること。

別表3 入学検定料、入学金及び授業料

項目	金額	備考
入学検定料	30,000円	大学入学共通テスト利用の入学試験は10,000円とする。

学部・学科	項目	入学金	授業料	備考
工学部	機械工学科	200,000円	1,400,000円	
	電気電子工学科			
	建築学科			
	都市環境学科			
情報科学部	情報科学科	200,000円	1,400,000円	
	経営情報学科		1,250,000円	
薬学部	薬学科	200,000円	1,550,000円	1年次
			1,950,000円	2～6年次
保健医療学部	看護学科	200,000円	1,550,000円	
	理学療法学科		1,450,000円	
	臨床工学科		1,500,000円	
	診療放射線学科		1,600,000円	
未来デザイン学部	メディアデザイン学科	200,000円	1,130,000円	

別表4 研究生

項目	金額	備考
入学検定料	10,000円	
入学金	10,000円	ただし、本学卒業生は免除する。
授業料	10,000円	月額

別表5 科目等履修生

項 目	金 額	備 考
入学検定料	10,000円	
入 学 金	10,000円	ただし、本学卒業生は免除する。
授 業 料	1 単位10,000円	

## 北海道科学大学教授会規程

### (目的)

**第1条** 北海道科学大学（以下「本学」という。）学則第51条第3項に基づき、運営の円滑化を図るために必要な事項を定める。

### (組織)

**第2条** 教授会は、学長又は教授会が置かれる組織の長及び教授をもって構成する。

- 2 学長が必要と認めたときは、教授以外の教職員を出席させることができる。
- 3 前項における運用上の細目は、別に定める。

### (審議事項)

**第3条** 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たりその内容を審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学則第51条第1項に記載する事項
- (2) 教育課程及び教育の改善に関する事項
- (3) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- (4) その他学長が諮問する事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び教授会が置かれる組織の長がつかさどる次に掲げる教育研究に関する事項について審議し、学長及び組織の長の求めに応じ、意見を述べるることができる。

- (1) 学術研究に関する事項
- (2) 学生の退学、休学、転学部・転学科、除籍、その他学生の身分に関する事項
- (3) 学生の厚生補導に関する事項
- (4) 学則に関する事項
- (5) その他重要な事項

### (会議の招集及び議長)

**第4条** 教授会は、毎月1回定例とする。ただし、学長及び教授会が置かれる組織の長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

**第5条** 学長及び教授会が置かれる組織の長は、あらかじめ議案を通知して教授会を招集し、その議長となる。ただし、あらかじめ学長が指名した教授にその職務を代行させることができる。

2 構成員総数の3分の1以上から教授会招集の請求のあったときは、学長及び教授会が置かれる組織の長は、10日以内にこれを招集しなければならない。

### (会議の成立要件)

**第6条** 教授会は、構成員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

**第7条** 必要な会議決定事項は、速やかに関係者に通知しなければならない。

(議事録の作成及び保管)

**第8条** 教授会の議事録作成者及び議事録署名人は、別に定める。

2 議事録は、学長の管理のもとに教務課長がこれを保管する。

(規程の改廃)

**第9条** この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2019年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。